

環境経営レポート

—環境経営システム（エコアクション 21）—

（2022年度版）

対象期間：2022 年 4 月～2023 年 3 月

2023 年 6 月

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

目 次

1. 組織概要及び対象範囲	
1-1 組織の概要	1
1-2 対象範囲	2
1-3 環境組織図	3
2. 環境方針	4
3. 環境目標と環境活動計画	5
4. 環境活動実績と評価	7
5. 問題点の是正処置及び予防措置	9
6. 環境関連法令	10
7. 代表者による全体の評価及び見直し	12

1. 組織概要及び対象範囲

1-1 組織の概要

(1) 名称及び代表者氏名

組織の名称：一般財団法人環境イノベーション情報機構

代表者氏名：理事長 功刀 正行

(2) 目的

当機構は、環境保全並びに脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会の形成等を目指し、環境イノベーションの創出に向けた事業の振興を図るとともに広く情報の収集、整備及び発信を行い、もって健全で持続可能な社会の実現に寄与することを目的としています。

(3) 事務所

主たる事務所：〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町3-8 鳥本鋼業ビル3階

(4) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

環境管理責任者：事務局長 池田 幸士

担当者・連絡先：大久保 茂樹 TEL : 03-5209-7101 FAX : 03-5209-7014

(5) 事業内容

1) 環境情報提供事業

① E I C ネット事業

平成7年度に開設したE I C ネット事業は、幅広い層の人々が環境問題への理解を深め、交流し、環境保全活動を推進するため、国内外のニュース、環境用語解説等多様なコンテンツを発信しています。

(主なコンテンツ)

エコチャレンジャー、首長インタビュー、環境用語集、ピックアップ、国内ニュース、海外ニュース、イベント情報、環境Q & A、ライブラリ、森づくり宣言プログラム、地球温暖化対策情報サイト、COOL CHOICE ポスターギャラリー、省エネルギー設備導入事例データベース、再生可能エネルギー活用事例データベース、国民運動「COOL CHOICE」(賢い選択) 普及啓発事例集 等

② エコナビ事業

平成21年度に開設したエコナビ事業は、主として一般家庭や子供向けの情報提供・交流事業で、サイトに集まる人々がエコライフの知識を持ち寄り、情報を共有しながらエコライフの実践を通して、恵み豊かな環境をつくるためのコミュニティサイトを運用しています。

(主なコンテンツ)

エコライフガイド、エコレポ、エコライフ検定、エコライフ Q&A、エコ日記、エコニュース、エコイベント、エコキッズ、エコマジックコーナー 等

③ その他

E I C ネット事業及びエコナビ事業の広告事業を実施しています。

2) 環境情報整備等請負事業

様々な環境関係団体等から良質の環境情報が提供されることは環境保全を推進する上で重要であり、インターネット環境の整備、各種コンテンツの作成、ホームページのリニューアル及び調査研究など環境情報の普及等に資する請負事業を実施しています。

① 国等の請負事業 (環境省、独立行政法人等)

これまで培ってきた環境に関する専門的な知識や経験、技術等を踏まえ、入札等に積極的に参加し、実施しています。

②関係団体等の請負事業（関係団体、民間企業等）

これまで当機構が培ってきたインターネットによる環境保全に関する情報の提供事業のノウハウを活かして、関係団体等からの調査及び研究等の事業を実施しています。

3) 地球温暖化対策事業の実施

国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助事業を実施しています。また、脱炭素社会の形成等のための各種事業が展開されており、その一端を担うべく、環境支援事業の公募に積極的に参加し、事業を展開しています。

4) 情報セキュリティ対策の強化

当機構は公益法人としては先駆的にＩＳＭＳ（情報セキュリティマネジメントシステム）の認定を取得するなど情報セキュリティ対策に取り組んでいます。

（6）事業規模

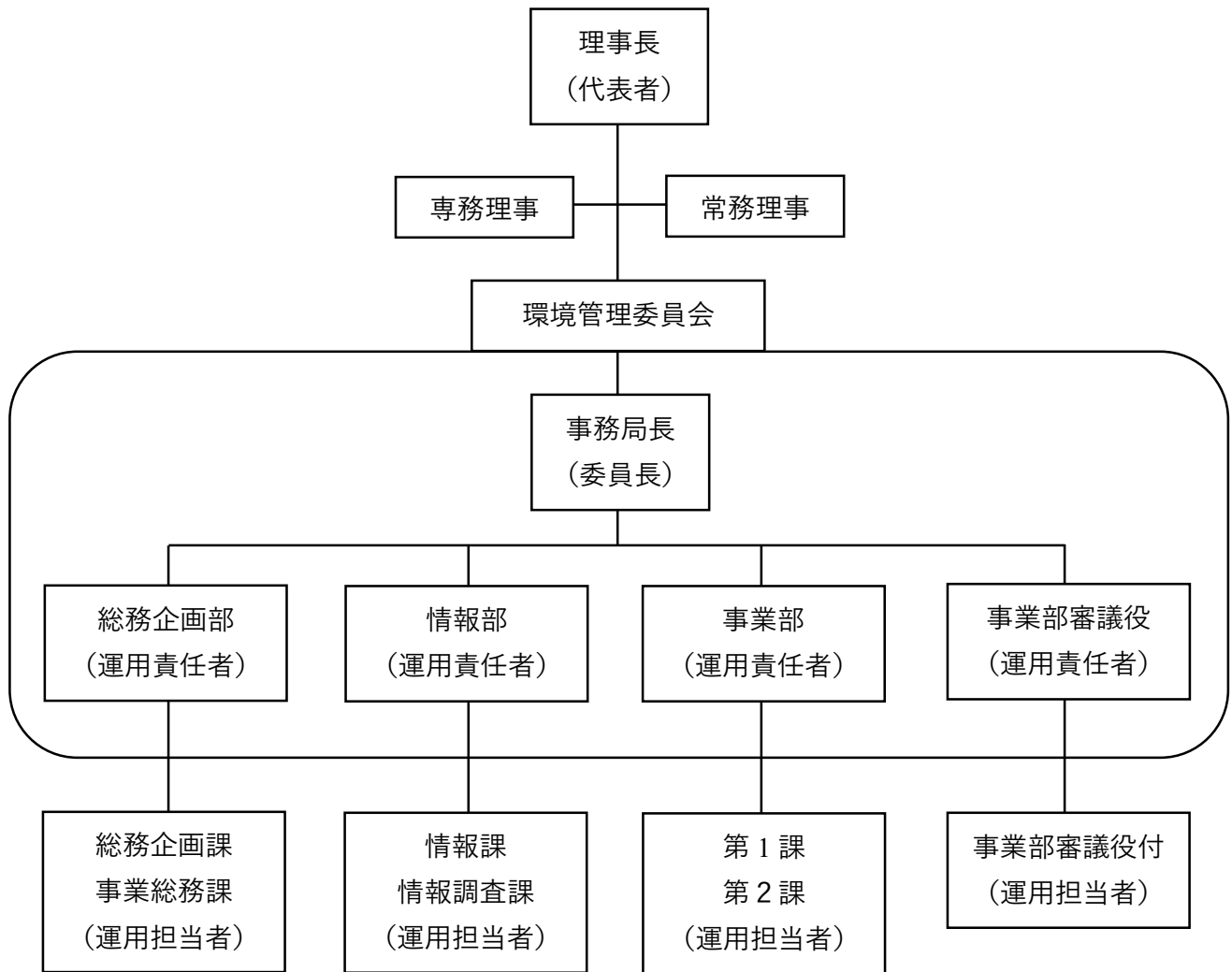
事業収入：令和３年度決算 12,716,107 千円（令和３年度）

従事者数：37 人（フルタイム換算、令和５年５月現在）

1-2 対象範囲

当機構の全組織・全活動を対象として、エコアクション 21 に取り組み、環境経営システムを構築、運用、維持します。

1-3 環境組織図



担当	役割
代表者（理事長）	環境方針の制定・改訂 全体の評価と見直しを実施 環境マネジメントシステムの承認 経営の課題とチャンスの明確化
環境管理委員会委員長（事務局長）	環境マネジメントシステムに関する実務上の責任者
環境管理委員会	環境マネジメントシステムの構築、実施及び運用管理 エコアクション 21 における文書の作成 環境経営レポートの作成
運用責任者（部長・審議役）	各部での実施と運用
運用担当者	各課での実施と運用 問題点のチェック及び予防措置の実施
全職員	環境方針の確認・理解 各個人における環境マネジメントシステムの実施

2. 環境方針

(1) はじめに

当機構は、環境保全のための科学技術の知識や考え方を広く社会に発信することを目的に1989年に設立されました。以来、1997年に環境情報提供システム「EIC ネット」を、2009年に身近なエコライフを支援するコミュニティサイト「エコナビ」を開設するなど、環境情報の提供と情報交流のパイオニアとして活動をつづけております。

私どもが積み重ねてきた環境情報に関する事業のさらなる進展に加え、2015年4月以降、国からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助事業の執行団体として、多くの地方自治体等と協働しながら活動を展開しております。

私どもは、「脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会を目指す先駆的・革新的な活動の一翼を担い社会に貢献する」との目的の下に事業活動を展開し、持続可能な社会の構築に貢献してまいります。

これらの実施に向けて、当機構の事業活動に伴う環境負荷のより一層の低減を図るため、次のとおり環境への取り組み方針を定めます。

(2) 基本的取組み

- ①電気使用量の削減に向けた取組み
- ②用紙使用量削減に向けた取組み
- ③上水使用量削減に向けた取組み
- ④廃棄物の排出削減に向けた取組み
- ⑤事務用品のグリーン購入の取組み
- ⑥二酸化炭素排出削減等補助事業の執行による支援の取組み
- ⑦環境情報提供の推進の取組み

以上について、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定し、継続的な改善に努めます。

(3) 全役職員への周知と環境関係法令等の遵守

環境方針及び策定された環境目標、環境活動計画を、役職員、派遣職員、臨時雇用職員など当機構の業務に携わる全ての関係者に周知し、環境目標達成に努めるとともに、関連環境法令等を遵守します。

(4) 環境経営レポートの作成と公表

環境への取り組みを環境経営レポートとしてまとめて公表します。

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 功刀 正行

2017（平成29）年8月1日制定

2023（令和5）年6月29日制定

3. 環境目標と環境活動計画

環境目標は、当機構の事業活動に伴う環境への負荷や機構で実施されている環境保全に関する事業の状況の把握及び評価、計測データの入手可能性、機構による環境負荷低減や事業に関する管理の可能性などを考慮し、次の取組に関し目標設定を行っています。

また、機構における環境経営システムへの取組は、毎年4月1日から翌年3月31日までを単位年度とします。

〔第二期中期経営目標〕

目 標	基準年	目 標 年			
	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
(1) 電気使用量の削減	二酸化炭素削減 8,183 (kg-CO ₂) 〔17,714kWh〕	削減 1% 目標 8,101 (kg-CO ₂) 〔17,537kWh〕	削減 2% 目標 8,019 (kg-CO ₂) 〔17,360kWh〕	削減 3% 目標 7,938 (kg-CO ₂) 〔17,183kWh〕	
1 人当たり	571kWh	565kWh	560kWh	554kWh	
(2) 事務用品のグリーン購入の取組	購入比率 78.06%	増加 1% 目標 78.84%	増加 2% 目標 79.62%	増加 3% 目標 80.40%	
(3) 用紙使用量削減に向けたパフォーマンスチャージカウント数削減	378,183	428,443	428,443	428,443	
(4) 上水量削減 (m ³)	201.5	200	200	200	
(5) 廃棄物の排出削減 (kg)	858.49	858	858	858	
(6) 環境配慮サービスの提供		環境省二酸化炭素抑制支援事業等への参加と遂行 EIC ネット会員数の増加			

〔第二期中期経営活動〕

（１）電気使用量の削減に向けた取組

- ・事務室の照明は、昼休み、残業時等不必要な時は消灯します。
- ・OA 機器や家電製品等は、グリーン購入法基本方針に沿って、電気使用量の削減に関する観点から調達に係る判断の基準に基づいて導入します。
- ・空調の適温化（冷房 28 度程度、暖房 20 度程度）を徹底します。
- ・出入口の開放禁止やブラインドの利用等により、熱の出入りを調節します。
- ・夏季における軽装（クールビズ）、冬季における重ね着等服装の工夫（ウォームビズ）をして、冷暖房の使用を抑えます。

（２）用紙使用量削減に向けた取組

- ・コピー用紙等の年間使用量の把握し、管理します。
- ・会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図ります。
- ・各種報告書類の大きさ等の規格の統一化、各種報告書類のページ数・部数が必要最小限の量となるよう見直します。
- ・両面印刷・両面コピーを徹底します。
- ・集約印刷の利用等の取組を進めます。

（３）上水使用量削減に向けた取組

- ・手洗い時、洗い物においては、日常的に節水をするよう推奨します。
- ・執務室内の張り紙等による上水使用の節減の励行を促します。
- ・給湯室への張り紙による上水使用の節減の励行を促します。
- ・トイレへの流水音発生器の設置により上水使用の節減の励行を促します。

（４）廃棄物の排出削減に向けた取組

- ・包装の簡略化、容器・包装の再使用・再生利用を促します。
- ・使い捨て製品の使用や購入を抑制します。
- ・エコバッグ等の使用を徹底し、レジ袋等を辞退します。
- ・執務室内への張り紙等により、可燃ゴミ削減を呼び掛けます。
- ・書類の電子化に努めます。

（５）事務用品のグリーン購入の取組み

- ・環境ラベル認定等製品を優先的に購入します。
- ・省エネルギー基準適合製品を購入します。
- ・コピー用紙、コンピューター用紙、伝票、事務用箋、印刷物、パンフレット、名刺等の紙について、再生紙または非木材紙のものを購入します。

（６）二酸化炭素排出削減等補助事業の執行による支援の取組

- ・地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業を通じ、自治体事業における CO2 削減を図ります。
- ・地域の防災・減災と脱炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業を通じ、地球温暖化対策の推進を図ります。
- ・地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業を通じ、地球温暖化対策の推進を図ります。
- ・サプライチェーン改革・生産拠点の国内回帰も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業を通じ、地球温暖化対策の推進を図ります。
- ・ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業を通じ、地球温暖化対策の推進を図ります。

(7) 国際観光旅客税の補助事業の執行による支援の取組

- ・国立公園等多言語解説等整備事業を通じ、国立公園の利用促進を図ります。
- ・国立公園におけるグランピング等促進事業を通じ、国立公園の利用促進を図ります。
- ・国立公園における地場産品等の提供促進事業を通じ、国立公園の利用促進を図ります。

(8) 国際観光旅客税の補助事業の執行による支援の取組

- ・国立・国定公園への誘客の推進と収束までの間の地域の雇用の維持・確保事業及び国立・国定公園、温泉地でのワーケーションの推進事業を通じ、地域経済の活性化を図ります。
- ・国立公園・温泉地等での滞在型ツアー・ワーケーション推進事業を通じ、地域経済の活性化を図ります。

(9) 環境情報提供の推進の取組

- ・環境情報ポータルサイト「EIC ネット」会員の増加に努めます。

4. 環境活動実績と評価、次年度の取組み

基準年：2020年4月1日～2021年3月31日の12ヵ月

活動の対象期間：2022年4月1日～2023年3月31日の12ヵ月

基準年の実績：2020年4月1日～2021年3月31日の12ヵ月

目 標	基準年	目 標 値	実 績 値	評 価
	2020 年度	2022 年評価期間	2022 年活動期間	
(1)電気使用量の削減に向けた取組 〔電力の消費量 (kWh)〕	二酸化炭素削減 8,183 (kg-CO2) 〔17,714kWh〕	削減 2%目標 8,019 (kg-CO2) 〔17,360kWh〕	8,653 (kg-CO2) 〔20,311kWh〕	×
1人当たりの推計値	571 kWh	560kWh	549kWh	—

(2)事務用品のグリーン購入の取組 (%)	購入比率 78.06%	増加 2%目標 78.06%	42.74%	×
(3)用紙使用量削減に向けた取組 (パフォーマンスチャージカウント数)	378,183	428,443	422,407	○
(4)上水使用量削減に向けた取組 (m³)	201.5 (m³)	200 (m³)	243 (m³)	×
(5)廃棄物の排出削減に向けた取組 (kg)	858.49 (kg)	858 (kg)	1,021.7 (kg)	×
(6)二酸化炭素排出削減等補助事業の執行による支援の取組				
①地域の防災・減災と脱炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進	平成 2 年度からの繰越事業	—	120,955.4t-CO2	—
②地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進	令和 2 年度及び 3 年度からの繰越事業	—	3,158.5t-CO2	—
③ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進	令和 2 年度からの繰越事業	—	28,097.0t-CO2	—
④ナッジ手法の社会実装促進事業	令和年度事業	—	3 件	—
(7)環境情報ポータルサイト「EIC ネット」会員の増加の取組	192 累計 (24,892)	基準年度程度を目指す	132 累計 (25,748)	—

【評価】◎：目標を達成 ○：目標未達成、基準年値は達成 △：目標未達成（2 %程度）×：未達成

電力の CO2 排出係数：2022 年度は 0.445 kg-CO2/kwh※を使用

※東京電力エナジーパートナー（株）令和 3 年度調整後排出係数を使用

取組の評価

■電気使用量の削減に向けた取組においては、電灯・コンセントと空調ともに二酸化炭素削減の目標値を達成出来なかった。主な要因は、基準年度である 2020 年以降職員を大幅に増員したことに起因している。

■数値目標から取組とした 3 件は以下のとおりだった。

用紙使用量削減に向けた取組（基準年度比約 4.5%減）

上水使用量削減に向けた取組（基準年度比約 5.5%増）

廃棄物の排出削減に向けた取組（基準年度比約 30.9%減）

廃棄物の排出削減は、機密に係る書類をビル清掃に出さずに、まとめて溶解処理によるリサイクルを実施したことが大きな要因と考える。もちろん、ビル清掃の廃棄物にもリサイクルゴミは含まれているが、

排出計量がビル全体でまとめて専門業者によって行われており、個別テナントの数値把握ができないシステムで運用されている。

■二酸化炭素排出削減等補助事業の執行による支援の取組については、事業費の予算の範囲で公募、審査を行い、交付決定をして、申請に沿った事業の実施を行い、進捗にそった結果が得られ、CO2 削減に寄与できた。具体的には以下のとおり。

- ・地域の防災・減災と脱炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進においては、120,955.4 t-CO2 の削減が達成できた。
- ・地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進においては、3,158.5 t-CO2 の削減が達成できた。
- ・ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進においては、28,097.0t-CO2 の削減が達成できた。

■EIC ネット会員は 132 増と基準年度と比較して同等の伸び率となった。

■問題点の是正処置及び予防措置も特にありませんでした。

次年度取組み

中期経営計画をベースに中期目標達成に向けて活動を深める。

5. 環境関連法規等一覧表／遵守評価表（2022 年度）

期間中の当該環境関連法令等の違反なし。

なお、関係機関からの違反等の指摘もなし。

区分	法 規 名	遵守状況
環境全般	環境基本法 (環境負荷低減・地球環境保全への努力。国の補助事業を通じて国・地方公共団体の施策に協力)	○
	地球温暖化対策の推進に関する法律 (温室効果ガス排出抑制の努力。国・地方公共団体の施策に協力)	○
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 (環境配慮促進法) (事業活動の環境情報の提供及環境情報を勘案した投資等の努力)	○
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法) (取組に取り上げグリーン製品購入を図る)	○
	東京都環境基本条例 (環境負荷の低減の努力、公害防止・自然環境保全に必要な措置)	○
廃棄物	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・産業廃棄物処理業者との委託契約の締結 ・産業廃棄物処理業者の許可証の有効期限の確認 ・マニフェストの照合確認 (A 票の照合確認欄を利用) A 票の発行から、B 2 票 (収集運搬が終了後に返却) 及び D 票 (中間処理の終了後に返送) は 90 日以内、E 票 (最終処分が終了後に返送) は 180 日以内に返却されない場合は、東京都知事に報告義務 ・紙のマニフェストを発行した場合、翌年度の 6 月 30 日までに「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を東京都に報告義務 ○千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例 (千代田区で発生するごみの減量と資源化を促進する 3R (Reduce: 発生抑制、Reuse: 再使用、Recycle: 再生利用) の取り組みに対応して、以下のようなことを実施している。) <発生抑制> ・会議用資料や事務手続の一層の簡素化 ・各種報告書類の大きさ等の規格の統一化 ・各種報告書類のページ数・部数の必要最小限化 ・両面印刷・両面コピーを徹底 ・集約印刷の利用 <再使用> ・裏紙の再利用 <再生利用> ・ビル管理会社基準にしたがいゴミの分別ルールへの遵守 ・機密書類などの溶解処理 (製紙工程を経て板紙やトイレットペーパーとして再生)	○

	廃棄物排出での分別基準はビル管理会社との取り決めルール (千代田区再利用計画)	○
その他	消防法（防火管理、消防計画等）	○

【遵守状況】 ○：適合 △：該当なし ×：不適合

別表（その他の環境関連法令）

区分	法 規 名	
環境全般	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育促進法） （雇用する者に対する環境保全意欲の増進・環境教育の実施の努力、職場における学生の就業体験等、体験の機会の提供の努力）	○
	消費者教育の推進に関する法律 （国等の消費者教育施策への協力、消費者教育推進の自主的活動の努力）	該当無し
	資源の有効な利用の促進に関する法律（製品の長期使用及び再生部品の利用促進）	○
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 （環境負荷低減・公害防止の措置、都の施策に協力）	○
廃棄物	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） （特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬・再商品化等の措置への協力）	該当なし
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（使用済小型電子機器等を分別に努める）	該当なし
フロン	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（四半期ごとに異音、外観異常等簡易点検の実施）	ビル管理会社実施

6. 代表者による全体の評価及び見直し

見直し 関連情報	項目		確認：（コメント記載）	
	1	エコアクション 21 文書	☒	「記録・文書」として作成しました。
	2	環境目標及び目標達成状況	☒	継続して取り組みます。
	3	環境活動計画及び取り組み実施状況	☒	継続して取り組みます。
	4	環境関連法規要求一覧及び遵守状況	☒	「文書・記録」に記載の通りです。
	5	外部コミュニケーション・対応記録	☒	外部からの苦情はありませんでした。
	6	問題点の是正・予防措置の実施状況	☒	特にありませんでした。
	7 （その他）	電灯系 7 と電灯系 6 については負荷変動要因（在籍人員等）の変動と関連付けて要因の特定を試みる。）	☒	在籍人数と電力使用量、1 人当たりの推計値を実績値のとりまとめ、表に加えました。設備の更新等もあり、要因の特定には至っていません
		資源ごみ排出量を提示してもらえるか管理会社と折衝する。	☒	管理会社と折衝しましたが、個別テナント分の廃棄物量のデータを取得していないとのことでした。機密文書は、シュレッター処理から溶解処理によるリサイクルへと変更しました。
		補助事業執行及び EIC ネットの会員については、進捗評価することを検討する。	☒	実施状況にそって進捗評価しました。

代表者による全体評価・見直し指示

前年度の見直しの指示に従い、当機構の体制もほぼ整った 2017 年度を基準年に期間も 4 月から 3 月とし、その実績値をもとにエコアクション 21 の本格導入を図った。

その結果、数値目標のうち、電力使用量については目標値を達成できなかった。主な要因として職員的大幅な増員が起因している。なお、職員一人当たりの電力使用量については目標を達成できた。また、グリーン購入比率については、目標は未達成であった。なお、補助事業の執行及び EIC ネットの会員についても進捗にそった成果が得られた。

数値目標については、全職員の取組みとともに 2018 年度に実施した省エネ設備への更新が目標達成に寄与している。LED 化については、ビルオーナーと折衝の結果、当機構専用部分を先行して自費で実施した。空調設備については、当機構専用部で実測したところ、老朽化もあって空調効果が必要な数値を満たしていない状況であることが分かった。この結果を管理会社に指摘した結果、ビル全体の空調設備が最新のものに交換されることとなった。補助事業の執行においても、省エネ設備の導入や省エネ家電の買換え促進などで大幅な CO2 削減効果が見込まれることは経験済みだった。当機構の事務所においても最新設備導入により、省エネ効果が実感でき、CO2 削減効果にもつながった。これらはエコアクション 21 の取組として、役職員に共有された。取組と実感、共有の流れとして引き続きエコアクション 21 に取組んでまいりたい。

令和 5 年 4 月 6 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 切刀 正行

見直し項目		変更の 必要性	「有」の場合の指示事項等
1	環境方針	有・無	
2	環境目標	有・無	
3	環境活動計画	有・無	
4	環境に関する組織	有・無	
5	その他	有・無	